

みやき町立三根中学校 いじめ防止基本方針

—すべての生徒が生き生きと楽しい学校生活を送るために—

平成29年4月策定

1 基本理念

「いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本的な考え方に立って、すべての生徒が生き生きと楽しい学校生活を送ることができるために、「みやき町立三根中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ及びいじめ解消の定義

(1) いじめの定義

いじめとは、本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの、とする。

(2) いじめ解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること。

いじめ行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月止んでいること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 三根中学校教職員の責務

(1) 教職員は、基本理念にのっとり、生徒理解を基本的方策として、未然防止と早期発見に努める。

(2) いじめ事案が発生した場合、教職員は、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体で早期解決に全力をあげて取り組む。

4 いじめ防止の組織体制

(1) いじめ防止等の対策のために校内に、「いじめ防止対策委員会」を設置する。（別表1）

(2) 重大事案への対応及び解決のため、「いじめ防止対策拡大委員会」を置く。（別表2）

5 未然防止の体制

(1) 生徒ひとりひとりを理解し、大切にすることを全職員で実践する。

(2) いじめの兆候を見落とさない、見逃さない教師の観察眼を相互に磨く。

(3) 「いじめを許さない」という、学校の意志を生徒に伝える。

(4) ひとりひとりの出番、役割を保障し、承認することで自己肯定感を高める。

(5) 生徒指導部会、同委員会、同協議会等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。

(6) いじめ防止等に関する職員研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。

6 早期発見、早期対応の体制

(1) いじめの発生が問題ではなく、それに気付かないことが最大の問題であるという認識を共有し、管理職等への報告の速度を上げる。

(2) 生徒とふれあう時間を確保し、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。

(3) 月例の生活アンケート、年に2回の県一斉アンケート、教育相談の実施等によりいじめの兆候や実態をつかむ。つかんだ情報を、いじめ防止対策委員会で共有し、迅速な対応につなげる。

- (4) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒にも当該事案が教育の機会であるとの認識で指導にあたる。
- (5) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、教育委員会への報告並びに必要なに応じて関係機関、専門機関への相談・通報を速やかに行う。

7 教育相談体制

(1) 教育相談及び職員研修等のいじめ防止対策

月	実施事項
4	職員会議（情報の整理と共通理解） 基本方針の共通理解をする 道徳の時間でいじめについて考えさせると共に学校はいじめを許さないことを伝える 生活アンケート（4月は中旬に実施して人間関係の諸問題把握。毎月実施する） いじめ防止対策基本方針の周知（HP など）
5	家庭訪問の実施と情報共有、教育相談アンケートの作成と実施
6	教育相談月間の実施、相談結果の整理と対応 いじめ調査と対応 県一斉の「いじめ・体罰アンケート」実施
7	いじめ対応校内研修会、学年PTA（いじめ防止対策等） いじめ防止拡大委員会（計画と6月の調査結果報告）
8	夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など）
9	体育大会練習中の人間関係等の観察
10	職員研修（いじめ問題への対応、事例研究など）
11	教育相談アンケートの実施、教育相談月間の実施、情報整理と対応 県一斉の「いじめ・体罰アンケート」実施
12	学年PTA（1年をふりかえって・生徒の生活）
1	次年度に向けての対応について校内協議
2	「いじめ防止対策拡大委員会」に活動報告、次年度計画の協議
3	「いじめ防止対策拡大委員会」に活動報告 次年度の計画確定

(2) 教育相談からのいじめ防止体制

- ① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- ③ スクールカウンセラーやスクールサポーター及び学習支援員、サポート相談員、生活指導員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。

8 重大事案への対処

- (1) ただちにみやき町教育委員会に報告するとともに、必要なに応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- (2) みやき町教育委員会と協議のうえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を開催し、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者

への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

9 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

別表1 いじめ防止対策委員会

構成員	働き
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、当該学級担任 *状況に応じて、加害者、被害者の所属の部活動顧問等が加わる。	① 学校の基本方針に基づく取組の実施 ② 具体的な年間計画の作成・実行・評価 ③ 相談及び通報の窓口の設置 ④ 情報の収集と記録、共有、対応策定

別表2 いじめ防止対策拡大委員会

構成員	働き
別表2に加えて 学校評議員、PTA 役員3名程度、SC、教育委員会、その他必要認める関係機関 *下線部には委嘱状を出す。	① 質問紙等により事実関係を明確にする。 ② いじめ事案の解決に向けて対策を講ずる。

付記

- 1 この方針は、平成26年4月1日現在のものであり、今後も必要に応じて改定する。
- 2 平成29年5月2日改訂
文科省『「いじめ防止のための基本的な方針」の改訂及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について(通知)」(平成29年3月16日付28文科初第1648号)をうけて全面改訂。特に「いじめ解消の定義」を新たに起こした。